

添付書類一覧

- クリーニング所開設届（営業10日前）【手数料 16,000円】
 - 1 クリーニング所の営業施設部分を朱書きし、業務用機械および器具の配置ならびに排水関係を明示した平面図
 - 2 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営業しているときは、その数、所在地、従事者数およびクリーニング師の氏名を記載した書類
 - 3 クリーニング師の免許証等の写し
 - 4 法人にあっては、登記簿謄本、定款又は寄附行為の写し

- 無店舗取次店営業届（営業前）
 - 1 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営業しているときは、その数、所在地、従事者数およびクリーニング師の氏名を記載した書類
 - 2 業務用車両の構造および保管場所を明示した平面図
 - 3 業務用車両の車検済証の写し
 - 4 クリーニング師の免許証等の写し
 - 5 法人にあっては、登記簿謄本、定款又は寄附行為の写し

- クリーニング所開設届出事項変更（廃止）届（変更又は廃止後すみやかに）
 - 1 構造設備の変更の場合にあっては、その状況を明示した図面
 - 2 法人の代表者の変更にあっては、登記簿謄本
 - 3 従事者がクリーニング師の場合はクリーニング師免許の写し
 - 4 廃止した場合は、確認済証
 - ※ 廃止した場合は、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等）の提示

- 無店舗取次店営業届出事項変更（廃止）届（変更又は廃止後すみやかに）
 - 1 構造設備の変更の場合にあっては、その状況を明示した図面
 - 2 法人の代表者の変更にあっては、登記簿謄本
 - 3 従事者がクリーニング師の場合はクリーニング師免許の写し

- 営業者承継届〈事業譲渡〉（遅滞なく）
 - 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
 - 2 開設届の2

- クリーニング業営業者承継届〈個人〉（遅滞なく）
 - 1 戸籍の謄本もしくは全部事項証明書又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247号第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
 - 2 営業者地位承継同意書（相続人が2人以上ある場合、その全員の同意書）
 - 3 開設届の2

- 営業者承継届〈法人〉（遅滞なく）
 - 1 合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記簿謄本および定款又は寄附行為の写し
 - 2 開設届の2